

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和 7 年度）

住 所 東京都港区浜松町 2－4－1
世界貿易センタービルディング南館10階
事業者名 東京モノレール株式会社
代表者名代表取締役社長 宮村 久嗣

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
設備の維持管理	引き続き定期的な検査を実施し、故障時の連絡体制を維持いたします。	計画のとおり実施済みです
社内対応マニュアルの充実	多様なお客さまの応対方に関する社内マニュアルの内容を充実します。	計画のとおり実施済みです

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助を必要とされるお客さま乗車時の連絡体制構築	介助を必要とされるお客さまが乗車する際は乗車駅社員から乗務員及び降車駅社員へ乗車列車、乗車位置を連絡しスムーズな移動の支援を行っています。	計画のとおり実施済みです
「声かけ・サポート」運動	鉄道などを利用する高齢者や障害者等のお困りのお客さまに対して、社員から積極的に声かけを行う「声かけ・サポート」運動を通年で実施するとともに、9 月～10 月にかけて強化キャンペーンを実施します。	計画のとおり実施済みです

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームと車両の段差・隙間の縮小対策に関する情報提供	ホームと車両との段差・隙間の縮小対策を実施した箇所の一覧をホームページで情報提供しています。	計画のとおり実施済みです

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各種避難誘導訓練の実施	異常時総合訓練時に異常時における避難誘導訓練を実施します。	計画のとおり実施済みです
サービス介助士の取得促進	運輸営業系統の新入社員等に対し、サービス介助士の資格取得を推進します。	計画のとおり実施済みです
障害当事者が参画した研修の実施	サービス研修の中で、障害当事者が参画したカリキュラムを実施します。	計画のとおり実施済みです

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「ベビーカー」キャンペーン	ベビーカーをお使いのお客さまが安全に安心して鉄道をご利用いただけるよう、国土交通省が作成するポスターの趣旨に賛同し、啓発活動に協力します。	計画のとおり実施済みです
エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーン	すべてのお客さまが安全に安心してエスカレーターをご利用いただけるよう、エスカレーターを歩かず立ち止まってのご利用についてキャンペーンを通じて啓発活動を実施します。	計画のとおり実施済みです
「やめましよう、歩きスマホ」キャンペーン	「歩きスマホ」は思わぬ怪我を引き起こす可能性や列車の遅延など他のお客さまへのご迷惑にもつながることを踏まえ、駅設備などを安心してご利用いただくために、キャンペーンを通じて啓発活動を実施します。	計画のとおり実施済みです
高齢者障害者用施設等の適正利用推進キャンペーン	バリアフリーを必要としているお客さまが安心して鉄道をご利用いただけるよう、国土交通省が作成するポスターの趣旨に賛同し、啓発活動に協力します。	計画のとおり実施済みです

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・自治体が開催するバリアフリー関連会議に出席するとともに、必要な事項について、社内で共有化を図ります。 ・モノレール浜松町駅は浜松町駅西口開発事業に伴う駅舎建替え工事をすすめており、開発事業と連携により、JR浜松町駅や地下鉄駅との交通結節点の強化、乗換利便性の向上を図ります。 ・工事期間中の移動経路の変更についても開発業者やJR浜松町駅、地下鉄線と連携しお客さまに分かりやすいご案内の掲出や当社ホームページへの掲出による事前周知を行います。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページにて公表します。 http://www.tokyo-monorail.co.jp/csr/barrier_free.html

(4) その他

--

住 所 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング南館10階
事 業 者 名 東京モノレール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田 久嗣

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和8年3月31日現在）

鉄道事業者名	共用駅	鉄道の名称	路線名	所在都道府 市町村	一日当たりの 利用者数	有 人 駅 の 別	公 共 交 通 等 円 滑 化 令 適 合 の 有 無	段 差 へ の 対 応	プ ラ ッ ト の 数	段 差 が 解 消 さ れ て い る プ ラ ッ ト ホ ー ム の 数	エ レ ー タ ー の 設 置 数	エ ス カ レ ー タ ー の 設 置 数	そ の 他 の 降 機 の 設 置	傾 斜 路 箇 数	の 視 覚 誘 導 用 フ ロ ッ ク の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	案 内 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	障 害 者 対 応 の 設 置 の 有 無	車 い す 用 者 の 円 滑 な 乗 降 が 可 能 な プ ラ ッ ト ホ ー ム の 数	転 落 防 止 の た め の 設 置 の 有 無
東京モノレール		モノレール 浜松町 駅	羽田空港 線	東京都 港区	100,844 人				2	0	4 (2) 基	10 基	基	箇所	○			○	○	○	2	○
東京モノレール		天王洲アイ ル 駅	羽田空港 線	東京都 品川区	24,400 人			○	2	2	5 (4) 基	4 (4) 基	基	箇所				○	○	×	2	○
東京モノレール		大井競馬 場前 駅	羽田空港 線	東京都 品川区	12,658 人	○		○	2	2	3 (3) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	○	2	○
東京モノレール		流通セン ター 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	16,695 人	○ー		○	2	2	3 (3) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	×	2	○
東京モノレール		昭和島 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	5,820 人	○			2	0	基	基	基	箇所				×	○	×	2	○
東京モノレール		整備場 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	2,467 人	○			2	0	基	基	基	箇所				×	○	×	2	○
東京モノレール		天空橋 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	11,807 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	2	○
東京モノレール		羽田空港 第3ターミナル 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	11,879 人		○	○	2	2	2 (2) 基	3 (2) 基	基	箇所	○		○	○	○	○	2	○
東京モノレール		新整備場 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	4,762 人	○			2	0	1 (1) 基	1 基	基	箇所			○	○	○	○	2	○
東京モノレール		羽田空港 第1ターミナル 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	22,676 人				1	0	2 基	4 基	基	箇所	○		○	○	○	×	1	○
東京モノレール		羽田空港 第2ターミナル 駅	羽田空港 線	東京都 大田区	25,224 人		○	○	1	1	2 (2) 基	6 (6) 基	基	箇所	○		○	○	○	○	1	○
		駅	線		人						基	基	基	箇所								
		(合計) 11 駅				5 駅	2 駅	6 駅	20	11	9 8 駅 24 (19) 基	8 3 駅 31 (12) 基	0 駅 0 基	1 1 駅 1 (1) 箇所	4 駅		7 駅	9 駅	11 駅	6 駅	11 駅	11 駅

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和7年度）

住 所

事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○